

株 主 各 位

東京都千代田区猿樂町二丁目8番8号
株 式 会 社 A C C E S S
代表取締役社長 室 伏 伸 哉

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、2頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照の上、電磁的方法（インターネット）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。平成25年4月16日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年4月17日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 2階 「ダイヤモンドルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第29期（平成24年2月1日から平成25年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（平成24年2月1日から平成25年1月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役6名選任の件
- 第2号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://jp.access-company.com/investors/>）に掲載させていただきます。

[インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて]

インターネットにより議決権を行使される場合は、予め次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード^{ウェブ行使}」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成25年4月16日(火曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
6. パソコンを用いて議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。
 - (1)画面の解像度が 横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
 - (2)次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ①ウェブブラウザとしてVer. 5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer
 - ②PDFファイルブラウザとしてVer. 4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader™ 又は、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®
7. 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機器が128bit SSL通信(暗号化通信)が可能な機種であることが必要となります。

(Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™ 及びAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。)
以上

[インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ]

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 ☎0120-652-031 (午前9時～午後9時)

(その他のご照会) 三井住友信託銀行 証券代行事務センター ☎0120-782-031

(平日午前9時～午後5時)

(添付書類)

事業報告

(平成24年2月1日から
平成25年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社グループを取りまく環境としましては、国内経済におきまして、欧州政府債務問題及び新興国の成長減速等により先行きの不透明感が強いまま推移いたしました。年度後半から年度末にかけては、新政権の経済政策に反応した円安基調や株価上昇等、経済動向に変化の兆しが見られ始めております。一方、世界経済におきましては、欧州債務問題の長期化や新興国の経済減速等により、世界経済全体は依然として先行きが不透明な状況にあります。

情報産業分野におきましては、景気鈍化を背景としたIT投資への抑制傾向が見られたものの、スマートフォンや多機能携帯端末の普及を背景に、「LTE」による高速通信環境が拡大したほか、クラウドコンピューティング及びクラウド対応サービスが拡大する等、IT利用の多様化・高度化がますます進展することが見込まれております。

このような環境の下、当社グループは、第28期（平成24年1月期）第3四半期に行いました経営体制の刷新以来、従来までのフィーチャーフォン向けソフトウェアの受託・ライセンスビジネスが中心であった事業構造からの転換を図り、持続的な売上・利益の成長へ向けた事業基盤の構築を進めております。当連結会計年度におきましては、下記を経営上の課題と位置付け取り組んでまいりました。

	第29期（平成25年1月期）の取り組み課題
業績	<ul style="list-style-type: none">・ 通期黒字化・ 第30期（平成26年1月期）以降の増収増益へ向けた足場固め
事業	<ul style="list-style-type: none">・ 収益モデル転換（ストック型ビジネスの積み上げ）・ クラウド連携サービスを実現するソリューション開発・展開・ 新規事業開拓
組織	<ul style="list-style-type: none">・ 「強い営業」「強い製品力」「強い組織」の基盤構築

上記の経営課題に取り組みました結果、業績面では、期初に想定した業績予想を上回る業績を達成することができました。また、業績実現の前提となる事業及び組織の面におきましても、「収益モデル転換」「クラウド連携サービスを実現するソリューション開発・展開」「新規事業開拓」を推進する体制構築に努め、グループ全体の開発と営業が密に相互連携しつつ事業推進できるよう、R&Dインキュベーション活動や戦略的な顧客開拓・育成活動を実施しております。来期以降もこの方向性を更に明確化した上で、より一層の経営努力に励んでまいります。

当連結会計年度における各セグメントの取り組みを、以下のとおりご報告いたします。

○ ソフトウェア事業（国内）

国内における携帯電話端末につきましては、平成24年4月～12月累計の携帯電話端末の出荷台数が前年同期を下回る状況にあります。スマートフォンの携帯電話端末出荷台数に占める割合が引き続き増加し、6割に迫る状況にあります。一方、情報家電分野につきましては、地上デジタル放送完全移行に伴う駆け込み需要の反動がその後も継続し、前年同期比で大きく減少する状況にあります。

このような状況の下、ソフトウェア事業（国内）の取り組みとしましては、既存顧客への拡大に加え、新規顧客及び新規事業モデルの開拓に注力いたしました。

携帯電話端末関連の取り組みとしましては、株式会社電通（本社：東京都港区）と民放キー局5社が提供するVOD（ビデオ・オン・デマンド）サービス「もっとTV(テレビ)」向けに、Android™対応のスマートフォン及びタブレット版の視聴アプリを開発し、提供しております。また、HTML5対応の本格的なスマートフォン向けデコレーションメール・アプリである「NetFront® Communicator」を「CosmoSia®（コスモシア）」としてリブランドしGoogle Playにて配信しました。同ソリューションは、「CosmoSia®プレミアム」としてKDDI株式会社（本社：東京都千代田区）のauスマートパスのアプリケーションに選定されております。

一方、情報家電関連の取り組みとしましては、家電、放送、通信及び車載等の市場における次世代のマルチスクリーン時代を見据え、HTML5対応機能の充実度において世界最高クラスのブラウザである「NetFront® Browser NX 3.0」を開発いたしました。これにより、テレビ、セットトップボックス、タブレット、スマートフォン等、あらゆる端末のスクリーン上で、UI（ユーザー・インターフェース）、アプリケーション、ビデオ・サービス等を快適に動作させることができ、放送・通信や家電業界の最先端のニーズに応えることができます。尚、同シリーズ製品は、任天堂株式会社（本社：京都府京都市）のゲーム機「Wii U™」のブラウザエンジ

ンとして採用されました。

また、省エネ及びスマートハウス関連の取り組みとしまして、スマートハウス構築のための家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及びスマートメータ（次世代電力計）の通信規格であるECHONET Lite（エコーネットライト）に対応したミドルウェア開発キット（SDK）「NetFront® HEMSCONNECT SDK」を提供しております。

さらに、直近の特徴的な取り組みとしまして、スマートデバイス、クラウド、3Dスイングセンサを組み合わせて、誰もが簡単にゴルフスイング分析ができる3Dゴルフセンサ「Fullmiere®（フルミエル）」を発表しました。本製品は、ゴルフクラブに装着した高性能センサーから送信されるデータをゴルフスイング軌道としてスマートデバイス上で可視化することができるものです。また、クラウド上での個人データ管理、プロ選手等とのスイング比較、クラウドを介したレッスンサービス利用等を実現することができます。

ソフトウェア事業（国内）	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
外部顧客への売上高	8,783百万円	5,648百万円	△35.7%
セグメント損益	4,146百万円	2,490百万円	△39.9%

○ ソフトウェア事業（海外）

海外における携帯電話端末につきましては、平成24年4月～12月累計の携帯電話端末の出荷台数は前年同期比で横ばいとなっておりますが、スマートフォンの出荷台数は4割を超え、今後も割合が増加していくことが予想されます。一方、デジタルテレビをはじめとした情報家電につきましては、世界市場全体のデジタルテレビの出荷台数が前年同期比で減少しておりますが、新興国において情報家電市場の継続的な成長が見込まれる等、総じて今後の緩やかな成長が見込まれております。

このような状況の下、携帯電話端末関連の取り組みとしましては、モバイルソフトウェア技術とクラウド技術を組み合わせたモバイル広告配信ソリューション「NetAd」を開発し、インドネシア最大の総合通信事業者であるPT Telekomunikasi Indonesia, Tbk（本社：インドネシア）グループとスマートフォン向け広告配信ビジネスを共同推進しております。

一方、情報家電関連の取り組みとしましては、テレビやセットトップボックスに対し、DLNAに準拠したPC、スマートフォン、ネットワーク接続ストレージドライブ等の各種家電機器とのデータ共有機能を付加する「NetFront® Living Connect 3.0」の拡販に取り組んでおります。平成24年4月に開催された「Connected Home Global Summit 2012」（ロンドン）において、同

ソリューションのコンテンツ共有機能やマルチスクリーンソリューションが評価され、「Best Enabling Product/Solution for the Connected Home（家電連携における最も優れた製品）」賞を受賞いたしました。具体的な取り組み実績としましては、欧州の大手OEM/ODMメーカーであるVestel（本社：トルコ）、英国の大手OTT（ブロードバンドインターネットに直接セットトップボックスを接続しパソコン無しで利用するサービスの総称）セットトップボックスメーカーであるAbox42（本社：英国）、HDDビデオレコーダーの世界的メーカーであるTiVo Inc.（本社：米国）等の情報家電に採用されました。また、ソーシャルテレビ及びOTTプラットフォームである「ACCESS My TV™」をドイツ国内で提供しております。

また、電子書籍関連の取り組みとしましては、健康科学関連の専門書を取り扱う出版社であるYendis Publishing House（本社：ブラジル）のタブレット端末向けコンテンツ配信システム、韓国の子供向け教育関連企業であるHansol Education Co., Ltd.（本社：韓国）の韓国初の子供向け専門電子書籍ストア「Finger Books」、及びPT Telekomunikasi Indonesia, Tbk（本社：インドネシア）のインドネシア初となるEPUB3.0対応の電子書籍サービス「Qbaca（キューバチャ）」等に採用されました。

ソフトウェア事業（海外）	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
外部顧客への売上高	2,127百万円	2,016百万円	△5.2%
セグメント損益	△1,405百万円	△512百万円	－

○ ネットワークソフト事業

ネットワークソフト事業につきましては、当社米国子会社アイピー・インフュージョン・インクが開発しましたネットワーク機器向け基盤ソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS®」の開発及び拡販を中核事業として推進しております。今後、インターネットに接続可能な端末が急激に増加していくことでネットワーク・トラフィックが爆発的に増加することが予測される中、負荷の増大が見込まれるデータセンタの効率化やクラウド化を支援するための最新のネットワークソリューションを引き続き展開してまいります。

また、サーバやストレージの仮想化が急速に進展する中、クラウド環境を前提とした柔軟なシステム構築を実現するためのネットワークの仮想化と運用自動化を可能にする次世代クラウド基盤技術であるSDN（Software Defined Network）の開発を株式会社インターネットイニシアティブ（本社：東京都千代田区）との合弁会社である株式会社ストラトスフィアにおいて進めており、ネットワーク仮想化プラットフォーム製品の商用版「Stratosphere SDN Platform」

を提供しております。本製品は、当社及び株式会社インターネットイニシアティブの販売チャネルを通じて、データセンタ事業者、クラウド事業者、通信事業者及びサービスプロバイダ等を主なターゲット顧客として販売を行ってまいります。

ネットワークソフト事業	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
外部顧客への売上高	2,243百万円	3,325百万円	48.2%
セグメント損益	△1,228百万円	△446百万円	－

○ フロントエンド事業

フロントエンド事業につきましては、スマートフォンやタブレット端末等のスマートデバイスの急速な市場浸透を踏まえ、各種サービス事業者やエンドユーザに対し新たなサービスを実現するためのソリューションを提供しております。特に、国内及び海外で成長が著しい電子書籍関連事業を注力分野に位置付け、電子書籍向けのビューワからコンテンツ配信、広告配信システム、売上管理システム、本棚機能等、端末からサーバシステムまでを包括的にサポートする電子出版プラットフォーム「ACCESSTM Digital Publishing Ecosystem」、及びEPUB3.0に準拠した電子書籍ビューワ「NetFront[®] BookReader v1.0 EPUB Edition」の営業・開発活動に取り組みました。

電子出版プラットフォーム「ACCESSTM Digital Publishing Ecosystem」につきましては、株式会社講談社（本社：東京都文京区）及び株式会社集英社（本社：東京都千代田区）の電子書籍ストアアプリケーション及び人気タイトルの公式アプリケーションに採用されました。

EPUB3.0に準拠した電子書籍ビューワ「NetFront[®] BookReader v1.0 EPUB Edition」につきましては、角川グループの電子書籍プラットフォーム「BOOK☆WALKER」向けにEPUB3.0準拠の電子書籍ビューワを開発提供し、さらに楽天株式会社（本社：東京都品川区）の子会社であり世界有数の電子書籍事業者であるKobo Inc.（本社：カナダ）のEPUB 3.0対応電子書籍サービスの標準ビューワエンジンとして採用されました。また、国際的な電子書籍標準化団体であるIDPF（International Digital Publishing Forum）のMacintosh版EPUB 3「Radiumリファレンス・プラットフォーム」に同ソリューションの技術が搭載されました。

フロントエンド事業	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比
外部顧客への売上高	276百万円	722百万円	161.2%
セグメント損益	△816百万円	△121百万円	—

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高117億12百万円（前年比15.0%減少）、経常利益16億75百万円（前年比594.4%増加）、当期純利益26億円（前連結会計年度は43億15百万円の当期純損失）となりました。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分		第 26 期 (平成22年1月期)	第 27 期 (平成23年1月期)	第 28 期 (平成24年1月期)	第 29 期 (当連結会計年度) (平成25年1月期)
売 上 高	(千円)	32,400,827	25,120,217	13,781,648	11,712,377
経 常 利 益	(千円)	2,865,734	4,317,130	241,246	1,675,155
当期純利益 (△損失)	(千円)	493,929	423,222	△4,315,905	2,600,370
1株当たり当期純利益 (△損失)	(円)	1,260.98	1,079.87	△11,009.40	6,705.67
総 資 産	(千円)	42,640,756	39,582,421	36,002,219	34,309,332
純 資 産	(千円)	33,639,001	32,765,860	30,704,508	31,982,036
1株当たり純資産額	(円)	84,551.25	82,012.68	76,822.38	81,843.94

- (注) 1. 1株当たり当期純利益 (△損失) は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式を控除して算出しております。
2. 自己株式数については、株式給付信託口が所有する当社株式を含めております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
アイピー・インフュージョン・インク	20,165千米ドル	100.0%	ネットワーク機器向けソフトウェアの開発及び販売
アイピー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア	1,000千ルピア	100.0% (100.0%)	ネットワーク機器向けソフトウェアの開発及び販売
アクセス（北京）有限公司	20,000千米ドル	100.0%	携帯電話・情報家電向けソフトウェアの開発及び販売
アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー	7,129千ユーロ	100.0%	情報家電向けソフトウェアの開発及び販売
アクセス・ソウル	2,200百万ウォン	100.0%	携帯電話・情報家電向けソフトウェアの開発及び販売

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で、内数であります。
2. アイピー・インフュージョン・インクの資本金には、資本剰余金を含んでおります。
3. アクセス（北京）有限公司の資本金は、登記情報に合わせるために、米ドル表記としております。
4. アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハーの資本金には、資本剰余金を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、スマートデバイスの世界的な市場浸透が急速に進む中、端末やOSに依存しないアプリケーション実行基盤を実現するHTML5関連技術や、ネットワーク仮想化技術(SDN)等のクラウド関連技術をはじめとして、クライアント側・ネットワーク側の基盤技術やノウハウ等の強みを発揮し、「OSフリー」(あらゆるOSからシームレスにサービス利用できる)、「デバイスフリー」(PC・スマートフォン・タブレット端末等、端末の種類・機種に依存しない)、「ネットワークフリー」(柔軟性が高く安価なネットワークを利用できる)を実現するソリューションの開発・提供を行なっていくことを中長期的な経営戦略として位置付けております。

当該経営戦略を推進するに当たり、次の3点を当社グループの対処すべき課題に位置付けております。

1) 経営戦略・事業戦略・技術戦略の三位一体での事業推進

今後の成長が見込まれる分野において当社グループの強みを発揮した事業展開を行っていくためには、経営戦略・事業戦略・技術戦略が三位一体となった事業推進を行っていくことが重要と考えております。経営戦略につきましては、事業環境・製品競合状況等を的確に把握した上で経営戦略の策定・実行・見直しを適時・迅速に行っていくことを徹底してまいります。また、事業戦略・技術戦略を当社の事業推進の車の両輪として、日々営業サイドで収集される市場ニーズを即座に開発サイドへ伝達し、短期間のうちに市場ニーズに即した製品・ソリューションを市場投入するとともに、反対に、市場ニーズを先取りした新技術・新製品の研究開発活動に積極的に取り組み、その成果物を素早く営業活動に活用することに努めてまいります。

2) 経営の攻め（成長事業の創出）と守り（選択と集中）の徹底実行

事業転換及び事業基盤の確立を実施し、収益性・成長性を継続的に実現するためには、経営の攻め（成長事業の創出）と守り（選択と集中）を徹底して実行していくことが重要と考えております。前者の成長事業の創出につきましては、市場成長が著しいクラウド連携サービスの分野において、事業性及びリスク等を総合的に勘案しつつ、成長性が高く当社の強みを最大限発揮できる分野での新規事業創出に取り組んでまいります。また、後者の選択と集中につきましては、過去数年に亘り当社グループ全体の体制見直しや人員削減等を含む合理化施策を行うほか、不採算事業からの撤退を進めることにより経営効率化に取り組んでまいりました。しかしながら、十分な採算性または成長性が見込めない事業が依然としてありますことから、一段の体制見直しを徹底してまいります。併せて、現在進めております事業転換の過程で新たに必要となる組織最適化、人材配置及びコストコントロール等も随時実施してまいります。

3) 中長期的な組織体制の強化

当社グループの事業推進を支える基盤として、中長期的な視点に立った組織体制の強化を推進してまいります。その中でも特に、人材育成とガバナンス強化を重要課題と位置付けております。グローバルで急速にイノベーションが進展するソフトウェア開発の分野において、今後も要素技術開発で世界をリードしていくためには、優秀な人材の活躍こそが中長期的なビジネスの成功を牽引していくものであり、専門性・柔軟性・創造性等に優れた人材の育成により一層取り組んでまいります。また、従来から取り組んでまいりましたグローバルでのビジネス体制の整備を更に推進することに加え、今後のビジネス・収益モデルの多様化を見据えたガバナンス体制の強化も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成25年1月31日現在)

事業内容	提供する製品・サービス
ソフトウェア事業 (国内)	国内における携帯電話及び情報家電向けソフトウェアの開発・販売を行っております。
ソフトウェア事業 (海外)	米国、欧州、アジアの当社グループ海外拠点において、海外における携帯電話及び情報家電向けソフトウェアの開発・販売を行っております。
ネットワークソフトウェア事業	ネットワーク機器向けソフトウェア及びネットワーク仮想化ソリューション等の開発・販売を行っております。
フロントエンド事業	電子書籍関連事業を注力分野とし、スマートフォンやタブレット端末を利用した新たなサービスを実現するためのソリューション提供を行っております。

(6) 主要な営業所 (平成25年1月31日現在)

当 社	本社：東京都千代田区 支店：千葉県千葉市美浜区
アイビー・インフュージョン・インク	米国 カリフォルニア州
アイビー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア	インド バンガロール市
アクセス (北京) 有 限 公 司	中国 北京市
アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ オーバーハウゼン市
ア ク セ ス ・ ソ ウ ル	韓国 ソウル特別市

(7) 使用人の状況 (平成25年1月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ソフトウェア事業 (国内)	142名	—
ソフトウェア事業 (海外)	178名	—
ネットワークソフト事業	216名	—
フロントエンド事業	38名	—
全社 (共通)	41 (2) 名	—
合計	615 (2) 名	△187 (△1) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 事業セグメントの変更により、各事業区分における前連結会計年度末比増減は記載しておりません。
3. 使用人数が当連結会計年度において187名減少しておりますが、これは主として全社的な人員削減によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
229 (2) 名	△102 (△1) 名	35.5歳	6年1ヶ月

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が当事業年度において102名減少しておりますが、これは主として全社的な人員削減によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年1月31日現在)

該当事項はありません。

なお、株式会社りそな銀行からの借入金は、当連結会計年度において一括返済いたしました。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成25年1月31日現在）

- | | |
|--------------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 915,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 392,031株 |
| ③ 株主数 | 21,468名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	45,468株	11.60%
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	31,454株	8.02%
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	25,856株	6.60%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,195株	2.09%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,793株	1.99%
資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）	6,840株	1.74%
荒川 亨	6,000株	1.53%
株式会社SBI証券	5,273株	1.35%
株式会社サン・クロレラ	5,220株	1.33%
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT	4,492株	1.15%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（11株）を控除して計算しております。
2. 上記大株主の資産管理サービス信託銀行株式会社は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産を保有しております。
3. 上記大株主の荒川亨氏（前代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO））は平成21年10月23日に逝去されましたが、平成25年1月31日現在、名義変更手続が未了のため平成25年1月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
4. タワー投資顧問株式会社から平成25年1月4日付で提出された変更報告書（特例対象株券等）により、平成24年12月31日現在で当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当連結会計年度末における実質所有株式数の確認ができておりません。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成25年1月31日現在）

	平成24年新株予約権
発行決議日	平成24年5月31日
保有者数	取締役（社外役員除く）4名
新株予約権の数	1,600個
新株予約権の目的である株式の種類	普通株式
新株予約権の目的である株式の数	1,600株
新株予約権の発行価額	1個当たり53,200円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年6月19日から 平成54年6月18日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権は、新株予約権者が当社の取締役の地位を喪失した場合に限り行使することができる。</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権の割当日翌日から、新株予約権者が新株予約権を行使する日までの間に、株式会社東京証券取引所マザーズ市場（当社普通株式の上場市場が変更された場合は、変更後の市場）における当社普通株式の普通取引終値（新株予約権の割当日以降に株式分割又は株式併合が行われた場合は、調整後の価格）が、新株予約権の割当日における当社普通株式の同市場における普通取引終値の130%に相当する額を一度でも上回っている場合に限り新株予約権を行使することができる。</p>

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成25年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
代表取締役社長	室伏伸哉	最高経営責任者（CEO）	—
取 締 役	楢崎浩一	副社長執行役員 最高執行責任者（COO）	—
取 締 役	石黒邦宏	専務執行役員 最高技術責任者（CTO）	—
取 締 役	大石清恭	専務執行役員 最高ビジネス開拓責任者（CBDO） アイピー・インフュージョン・インクCEO アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベ ー・ハーCEO	—
取 締 役	宮内義彦	オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長・グループCEO 昭和シェル石油株式会社取締役	特別な関係はありません。
取 締 役	新浪剛史	株式会社ローソン代表取締役社長CEO オリックス株式会社取締役	特別な関係はありません。
取 締 役	三石多門	ドコモ・モバイル株式会社相談役	特別な関係はありません。
常勤監査役	中江隆耀	—	—
常勤監査役	山本隆臣	株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ監査役	特別な関係はありません。
監 査 役	古川雅一	海南監査法人代表社員 株式会社シーボン監査役	特別な関係はありません。

- (注) 1. 取締役宮内義彦氏、新浪剛史氏及び三石多門氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本隆臣氏及び古川雅一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役中江隆耀氏及び山本隆臣氏は、それぞれ他社の財務経理部門における業務経験があり、また、長期にわたり当社の監査役を務めていることなどから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役古川雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成24年4月18日開催の第28回定時株主総会において、石黒邦宏氏及び大石清恭氏が取締役新たに選任され、就任いたしました。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	183,074千円 (19,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	26,500千円 (15,500千円)
合 計	10名	209,574千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成8年11月1日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額5億円以内と承認いただいております。
 2. 監査役の報酬限度額は、平成8年11月1日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額1億円以内と承認いただいております。
 3. 上記報酬等の総額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役64,049千円）を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

主な活動状況

会社における地位	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	宮 内 義 彦	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	新 浪 剛 史	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	三 石 多 門	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常 勤 監 査 役	山 本 隆 臣	当期開催の取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席しております。常勤監査役として業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視・検証するとともに、情報通信分野における豊富な業務経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監 査 役	古 川 雅 一	当期開催の取締役会13回及び監査役会13回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数（当期1回）は除いております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	65,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	65,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
2. 当社子会社のアイビー・インフュージョン・インク、アクセス・ソウル、アクセス（北京）有限公司、他2社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人の解任を検討します。

(5) 会社の体制及び方針

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 「経営理念」や「ビジョン」に加え、取締役を含むすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実施状況を定期的に確認する。
 - 2) 取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に定める基準に従って会社の重要な業務執行を決定する。
 - 3) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するために、取締役は、会社の業務執行状況を定期的に取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
 - 4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に従い、社外監査役を含む監査役の監査を受ける。
 - 5) 株主総会において知識・経験の豊富な社外取締役を選任し、良識に基づいた大所高所からの意見、助言を得る。
 - 6) 「内部通報制度および通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。
 - 7) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係をもたない体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、書面（電磁的記録を含む）により作成、保管、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人による閲覧、謄写に供する。
 - 2) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令又は「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、必要十分な情報開示を行う。
 - 3) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティガイドライン」等を策定するとともに、「情報セキュリティ委員会」の設置、開催を通して、情報セキュリティ管理体制を整備し、安全かつ適正な情報資産の保有、活用、管理に取り組む。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理の基本方針、推進体制、リスク管理に関する規程の立案その他重要事項を総合的に決定する。
- 2) 各部門長は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定める基本方針に従い、各部門におけるリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案・実行その他必要な事項を実施する。
- 3) 当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的なリスクが、万が一発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザーと連携して、迅速な対応を行うことにより損害を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講ずる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用する。取締役会は、会社法に従い経営戦略及び重要な業務執行の決定並びに業務執行の監視・監督の機能を担い、代表取締役社長及び一部の業務担当取締役並びに各部門の長の中から選任された者は、執行役員として業務を執行する。
- 2) 代表取締役及び役付執行役員並びに取締役社長が特に指名した者から構成される常務会を設置し、当社グループ全体の基本方針及び重要な業務執行事項について審議し、取締役会で決定すべき事項を除きその決定を行う。
- 3) 「経営理念」及び「ビジョン」を踏まえて、中期経営計画及び年次事業計画・予算を策定し、その進捗を確認する。また、原価管理や経営情報の迅速かつ正確な把握を可能にするために、必要な基幹システムを構築する。
- 4) 組織、権限及び業務分掌に関する社内規程を制定し、役割、権限、責任及び手続の明確化を図る。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 「経営理念」や「ビジョン」に加え、すべての社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実践状況を定期的に確認する。問題があった場合には、就業規則に従い、厳正な処分を行う。
- 2) 代表取締役社長は、機会があるごとに、コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の重要性及びこれに真剣に取り組む会社の方針・決意を社員に伝達する。
- 3) 「内部通報制度および通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。
- 4) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、この部門が定期的に内部監査を実施し、被監査部門に改善点等をフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役にその活動状況を報告する。内部監査室の代表者は、取締役会及び監査役会を除き、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
- 5) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び法務部門が中心となって、コンプライアンスに関する社員向けセミナー、研修を開催し、教育、啓発活動を行う。

⑥ 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、執行役員又は社員を派遣する。派遣された者は、子会社の取締役又は監査役として、子会社の取締役の業務執行の監視・監督又は監査を行う。
- 2) 子会社の事業計画、経営状況、業務執行の状況等は、常務会に報告させることにより、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握を図り、必要に応じて改善点等を指摘する。
- 3) 各子会社は、自社の規模、事業の性質、所在国その他会社の特性を踏まえて、当社と連携をとりつつ、独自に内部統制システムの整備を行う。
- 4) 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制を適切に実施するため、その整備、運用及び評価に関する基本方針を策定し、当該内部統制の有効かつ効率的な整備等に向けて適切な取り組みを進める。
- 5) 「経営理念」や「ビジョン」に加え、子会社の取締役を含め、当社企業集団のすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」を制定し、その実践状況を定期的に確認する。また、所在国の状況に応じて各子会社は、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、実践する。

- 6) 当社と子会社間の取引条件については、統一的な取引スキームを設定して、いずれかに著しく不利益となったり、恣意的なものとなったりしないようにする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 監査役から必要として要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき社員を配置する。
 - 2) 監査役の職務を補助すべき社員の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。
- ⑧ 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務に専念する。
 - 2) 監査役の職務を補助する社員の任命、異動等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。
 - 3) 監査役の職務を補助する社員の人事考課、目標管理等については、常勤監査役が行う。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - 2) 取締役、執行役員、社員は、監査役の求めに応じて、会社の業務執行の状況を報告する。
 - 3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や執行役員等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - 2) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会議をもち、重要課題等について協議、意見交換を行う。
 - 3) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。
 - 4) 監査役は、会計監査人と定期的に会議をもち、意見及び情報の交換を行う。

(6) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策について

当社は、平成22年3月15日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）の継続導入を決定いたしました。本方針は、平成22年4月27日に開催の当社第26回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ（http://jp.access-company.com/investors/library/ir_news/n100315_02.pdf）に掲載しております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念として、コンピュータの分野をはじめ、先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、一般消費者をはじめとするユーザの生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすべく日々事業活動を行っております。

これまでのこうした活動により、当社は、日本国内はもとより海外においても多くの支持を受けることができ、主要な通信事業者やメーカといった顧客に恵まれております。このような活動を継続し、さらに幅広い顧客に当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

そこで、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないように、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

② 基本方針の実現に資する具体的な取組み

1) 中期経営計画による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。その中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えに基づき、これまで当社では、将来的な製品・技術市場動向を的確に把握するよう努めつつ、中期経営計画を策定してその実現に邁進するとともに、さらに技術ポートフォリオを拡充すべく友好的に企業買収も行ってまいりました。当社は、これらの企業価値・株主共同の利益を支える要因の一つ一つを維持し、さらに強化していくように、これからも努めてまいります。

2) コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社は、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。また、企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めたすべてのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

- ③ 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

1) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の基本的な考え方

上記①の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様へ適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

2) 本方針の内容

当社取締役会は、このような基本的な考えに立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付行為がなされた場合の対応については、以下に定めるとおりであります。

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、(1)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

④ 本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記①に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1) 本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記①の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

1. 大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。
 2. 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。
- 2) 本方針が当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記①に記載の基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の充分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本方針が、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

- 3) 本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するか判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本方針の根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

また、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

ACCESS、NetFront、CosmoSia、Fullmiereは日本国、米国、およびその他の国における株式会社ACCESSの登録商標または商標です。ZebOSは、IP Infusion Inc.の米国ならびにその他の国における商標又は登録商標です。

AndroidはGoogle Inc.の商標又は登録商標です。

auは、KDDI株式会社の商標または登録商標です。

EPUB is a registered trademark of the IDPF.

Wii Uは任天堂の商標です。

DLNAは登録商標です。Digital Living Network Allianceは、デジタル リビング ネットワーク アライアンスのサービスマークです。

「もっとTV」は株式会社電通の商標または登録商標です。

その他、文中に記載されている商標、会社名及びロゴは、それぞれ所有する各社に帰属します。

連結貸借対照表

(平成25年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,985,314	流 動 負 債	2,102,374
現金及び預金	22,473,357	買 掛 金	234,968
受取手形及び売掛金	3,180,726	未払法人税等	270,282
有 価 証 券	326,469	賞 与 引 当 金	168,666
仕 掛 品	132,916	受注損失引当金	15,330
繰延税金資産	206,085	そ の 他	1,413,125
そ の 他	779,782	固 定 負 債	224,921
貸倒引当金	△114,023	退職給付引当金	110,238
固 定 資 産	7,324,018	株式給付引当金	52,866
有形固定資産	4,305,361	そ の 他	61,817
建 物	2,515,717	負 債 合 計	2,327,296
器 具 備 品	226,110	純 資 産 の 部	
土 地	1,563,534	株 主 資 本	34,508,890
無形固定資産	171,920	資 本 金	31,391,499
ソフトウェア	164,900	資 本 剰 余 金	8,431,093
そ の 他	7,020	利 益 剰 余 金	△4,909,018
投資その他の資産	2,846,736	自 己 株 式	△404,685
投資有価証券	305,008	その他の包括利益累計額	△2,984,243
長期性定期預金	2,000,000	その他有価証券評価差額金	6,378
繰延税金資産	396,151	為替換算調整勘定	△2,990,621
そ の 他	145,576	新 株 予 約 権	457,389
資 産 合 計	34,309,332	純 資 産 合 計	31,982,036
		負 債 純 資 産 合 計	34,309,332

連結損益計算書

(平成24年2月1日から
平成25年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,712,377
売上原価	4,235,401
売上総利益	7,476,976
販売費及び一般管理費	6,051,504
営業利益	1,425,471
営業外収益	280,400
受取利息	63,885
還付消費税等	52,811
為替差益	72,942
投資事業組合運用益	42,691
持分法投資利益	30,013
助成金の収入	1,175
その他	16,880
営業外費用	30,717
支払利息	29,594
その他	1,122
経常利益	1,675,155
特別利益	1,317,347
関係会社株式売却益	1,211,536
その他	105,811
特別損失	505,771
特別退職金	416,455
その他	89,316
税金等調整前当期純利益	2,486,730
法人税、住民税及び事業税	119,987
法人税等調整額	△233,626
少数株主損益調整前当期純利益	2,600,370
当期純利益	2,600,370

連結株主資本等変動計算書

(平成24年2月1日から)
(平成25年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成24年2月1日 残高	31,391,499	8,431,093	△7,509,388	△8,724	32,304,481
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			2,600,370		2,600,370
自己株式の取得				△395,961	△395,961
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	2,600,370	△395,961	2,204,409
平成25年1月31日 残高	31,391,499	8,431,093	△4,909,018	△404,685	34,508,890

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成24年2月1日 残高	△8,324	△2,180,247	△2,188,572	588,599	30,704,508
連結会計年度中の変動額					
当期純利益					2,600,370
自己株式の取得					△395,961
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	14,702	△810,373	△795,671	△131,209	△926,880
連結会計年度中の変動額合計	14,702	△810,373	△795,671	△131,209	1,277,528
平成25年1月31日 残高	6,378	△2,990,621	△2,984,243	457,389	31,982,036

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・主要な連結子会社の名称
アイピー・インフュージョン・インク
アイピー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア
アクセス（北京）有限公司
アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー
アクセス・ソウル

当連結会計年度において、連結子会社であったアイピー・インフュージョン（南京）は保有株式の売却により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社に関する事項

- ・非連結子会社の数 1社
- ・非連結子会社の名称 アクセス（北京）メディア・ソリューションズ
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも当連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 2社
- ・会社の名称 株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ
- ・新規持分法適用会社 株式会社ストラトスフィア

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・会社の名称 アクセス（北京）メディア・ソリューションズ
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

アイピー・インフュージョン・インク、アイピー・インフュージョン・ソフトウェア・インディア、アクセス（北京）有限公司、アクセス・ソウル、アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハー他7社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

定率法によっております。

ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～36年

器具備品： 2～20年

在外連結子会社

主として定額法を採用しております。

2) 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいて定額法によっております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4) 長期前払費用

定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

3) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。

4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、主として退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計上しております。

なお、米国及び韓国における連結子会社は、確定拠出型の年金制度を設けております。

5) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式または金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末に係る要給付額を見積り計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

(7) 表示方法の変更

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「還付消費税等」(前連結会計年度3,262千円)および「持分法投資利益」(前連結会計年度11,386千円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(8) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

(株式給付信託(J-ESOP)に関する会計処理方法)

当社は、平成24年5月31日開催の当社取締役会において、当社従業員に対して自社の株式を給付し、株主の皆様と経済的な効果を共有させることにより、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気を高め、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といいます。)を導入することにつき決議いたしました。

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が受給権を取得した場合に当社株式または金銭を給付する仕組みです。

当社では、従業員に会社業績の達成度及び各人の成果に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した従業員に対し、当該付与ポイントに相当する当社株式または金銭を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該信託については、経済的実態を重視し、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益については連結貸借対照表および連結損益計算書に含めて計上しております。

なお、平成25年1月31日現在において信託口が所有する当社株式数は6,840株であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	2,402,147千円
土地	1,563,534千円
計	3,965,681千円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、当連結会計年度末においては対応債務はありません。

(2) 受注損失引当金

損失が見込まれる受注制作のソフトウェア開発契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金77,857千円（うち、仕掛品に係る受注損失引当金77,857千円）を相殺表示しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 2,504,638千円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上していません。

場所	用途	種類
本社（東京）	事務所用設備	建物附属設備
	社宅	建物及び土地
アクセス(北京)有限公司（中国 北京）	事務所用設備	器具備品
ピー・ティー・アクセス・アジア・パシフィック・インドネシア（インドネシア ジャカルタ）	事務所用設備	建物附属設備及び器具備品等

当社グループは、独立した最小の資金生成単位を識別してグルーピングを行っております。

本社は経営の合理化に伴い、利用見込のない建物附属設備、建物及び土地について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として27,648千円を計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。当該資産については当連結会計年度において売却しております。

アクセス(北京)有限公司につきましては収益性が低下しており、当該資産の使用価値を零とし、帳簿価額の全額である6,079千円を減損損失として計上しております。

ビー・ティー・アクセス・アジア・パシフィック・インドネシアにつきましては収益性が低下しており、当該資産の使用価値を零とし、帳簿価額の全額である7,587千円を減損損失として計上しております。

(2) 特別退職金

特別退職金は、当社における希望退職者募集等による退職者への割増退職金及び再就職支援の手数料、並びに海外子会社の事業再編に伴う諸経費及び退職者への割増退職金であります。

既に発生した費用または今後発生が見込まれる費用を特別退職金として計上しております。

区分	特別退職金計上額
当社	68,986千円
連結子会社	347,469千円
合計	416,455千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	392,031株	—	—	392,031株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11株	6,840株	—	6,851株

(注) 普通株式の当連結会計年度増加株式数6,840株は、「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が取得した当社株式であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年新株予約権	平成18年新株予約権①	平成18年新株予約権②
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	150株	345株	42株
新株予約権の残高	37,626千円 (注2)	312,720千円 (注2)	13,182千円 (注2)

	平成19年新株予約権	平成21年新株予約権	平成24年新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	65株	96株	1,600株
新株予約権の残高	18,031千円	11,778千円	64,049千円

(注) 1. 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2. 米国子会社役員及び従業員に付与した新株予約権 (ストックオプション) を米国会計基準に基づいて計上したものであります。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については、投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、資金調達については、主に自己資金を充当する方針であります。デリバティブは、主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内の与信管理規定により、新規取引発生時に顧客の信用状況について調査を行い、社内審議・承認を徹底しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況を確認し、リスクを低減しております。

有価証券は、格付の高い企業のコマーシャルペーパーや、MMF等の公社債投資信託など、安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的到时価や投資先の財務状況を把握し、保有の妥当性を検証しております。

長期性預金は、満期日において元本金額が全額支払われる安全性が高い金融商品であります。また、デリバティブ内包型預金で当該契約は金利の変動リスクを内包しておりますため、定期的到时価を把握する体制をとっております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引につきましては投機的な取引を排除し、為替変動リスクの回避に限定して利用するとともに、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

また、営業債務や借入金などについては、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年1月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	22,473,357	22,473,357	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,180,726		
貸倒引当金 (*)	△114,023		
	3,066,702	3,066,702	—
(3) 有価証券	326,469	326,469	—
(4) 長期性預金	2,000,000	1,943,963	△56,036
資産計	27,866,529	27,810,493	△56,036
(1) 買掛金	234,968	234,968	—
負債計	234,968	234,968	—
デリバティブ取引	—	—	—

(*) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっておりますが、算出した時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、コマーシャルペーパーや、MMF等の公社債投資信託など、いずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期性預金

長期性預金はデリバティブ内包型預金であり、時価の算定は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当期末においては、取引残高がありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式等	135,113
投資事業組合への出資	169,894

これらについては、市場価格等がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 81,843円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 6,705円67銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成25年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,733,975	流 動 負 債	700,652
現金及び預金	19,825,479	買掛金	102,438
売掛金	2,264,693	未払金	342,423
有価証券	22,296	未払費用	46,618
仕掛品	131,572	未払法人税等	23,471
前払費用	97,386	前受金	65,172
関係会社短期貸付金	14,700	預り金	25,871
繰延税金資産	198,390	賞与引当金	76,818
その他	255,171	受注損失引当金	7,445
貸倒引当金	△75,714	その他	10,392
固 定 資 産	17,352,667	固 定 負 債	171,046
有 形 固 定 資 産	4,140,457	退職給付引当金	110,088
建物	2,491,057	株式給付引当金	52,866
器具備品	85,866	資産除去債務	8,091
土地	1,563,534	負 債 合 計	871,699
無 形 固 定 資 産	194,570	純 資 産 の 部	
商標権	3,470	株 主 資 本	39,107,238
ソフトウェア	97,389	資 本 金	31,391,499
電話加入権	3,549	資 本 剰 余 金	8,431,093
知的財産権	90,159	資本準備金	31,098
投資その他の資産	13,017,639	その他資本剰余金	8,399,995
投資有価証券	170,270	利 益 剰 余 金	△310,670
関係会社株式	10,475,089	その他利益剰余金	△310,670
関係会社出資金	116,697	繰越利益剰余金	△310,670
長期性定期預金	2,000,000	自 己 株 式	△404,685
長期前払費用	215	評価・換算差額等	14,116
繰延税金資産	202,491	その他有価証券評価差額金	14,116
その他	52,875	新 株 予 約 権	93,588
資 産 合 計	40,086,642	純 資 産 合 計	39,214,943
		負 債 純 資 産 合 計	40,086,642

損 益 計 算 書

(平成24年2月1日から
平成25年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	6,436,642
売 上 原 価	1,760,634
売 上 総 利 益	4,676,008
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,000,717
営 業 利 益	1,675,291
営 業 外 収 益	157,445
受 取 利 息	28,630
為 替 差 益	74,986
投 資 事 業 組 合 運 用 益	42,691
そ の 他	11,136
営 業 外 費 用	29,544
支 払 利 息	29,174
そ の 他	370
経 常 利 益	1,803,192
特 別 利 益	61,601
新 株 予 約 権 戻 入 益	45,464
そ の 他	16,136
特 別 損 失	468,895
関 係 会 社 株 式 評 価 損	233,286
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	131,383
特 別 退 職 金	68,986
そ の 他	35,239
税 引 前 当 期 純 利 益	1,395,898
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,898
法 人 税 等 調 整 額	△228,067
当 期 純 利 益	1,611,067

株主資本等変動計算書

(平成24年2月1日から
平成25年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
平成24年2月1日 残高	31,391,499	31,098	8,399,995	8,431,093	△1,921,737	△1,921,737	△8,724	37,892,132
事業年度中の変動額								
当期純利益					1,611,067	1,611,067		1,611,067
自己株式の取得							△395,961	△395,961
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)								—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,611,067	1,611,067	△395,961	1,215,106
平成25年1月31日 残高	31,391,499	31,098	8,399,995	8,431,093	△310,670	△310,670	△404,685	39,107,238

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成24年2月1日 残高	△1,017	△1,017	266,243	38,157,358
事業年度中の変動額				
当期純利益				1,611,067
自己株式の取得				△395,961
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	15,133	15,133	△172,655	△157,521
事業年度中の変動額合計	15,133	15,133	△172,655	1,057,584
平成25年1月31日 残高	14,116	14,116	93,588	39,214,943

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産は除く）

建物（建物付属設備は除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物付属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～36年

器具備品： 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウェア（自社利用分）

社内における利用可能期間（3～5年）に基づいて定額法によっております。

2) 知的財産権

4年間の定額法によっております。

3) その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、計上しております。

⑤ 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員の当社株式または金銭の給付に備えるため、当事業年度末に係る要給付額を見積り計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

1 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

(7) 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（株式給付信託（J-ESOP）に関する会計処理方法）

当社は、平成24年5月31日開催の当社取締役会において、当社従業員に対して自社の株式を給付し、株主の皆様と経済的な効果を共有させることにより、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気を高め、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

本制度は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が受給権を取得した場合に当社株式または金銭を給付する仕組みです。

当社では、従業員に会社業績の達成度及び各人の成果に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得した従業員に対し、当該付与ポイントに相当する当社株式または金銭を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

当該信託については、経済的実態を重視し、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益については貸借対照表および損益計算書に含めて計上しております。

なお、平成25年1月31日現在において信託口が所有する当社株式数は6,840株であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産

建物	2,402,147千円
土地	1,563,534千円
計	3,965,681千円

上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、対応債務はありません。

(2) 受注損失引当金

損失が見込まれる受注制作のソフトウェア開発契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金77,857千円（うち、仕掛品に係る受注損失引当金77,857千円）を相殺表示しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,225,659千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示しているものは除く。）は、次のとおりであります。

① 短期金銭債権	328,339千円
② 短期金銭債務	65,588千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	55,435千円
② 営業費用	411,270千円
③ 営業取引以外の取引高	531千円

(2) 減損損失

当社は、当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
本社（東京）	事務所用設備	建物附属設備
	社宅	建物及び土地

当社は、独立した最小の資金生成単位を識別してグルーピングを行っております。

経営の合理化に伴い、利用見込のない建物附属設備、建物及び土地について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として27,648千円を計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。当該資産については当事業年度において売却していません。

(3) 特別退職金

特別退職金は、当社における希望退職者募集等による退職者への割増退職金及び再就職支援の手数料であります。既に発生した費用または今後発生が見込まれる費用を特別退職金として68,986千円計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	11株	6,840株	—	6,851株

(注) 普通株式の当事業年度増加株式数6,840株は、「株式給付信託（J-E-S-O-P）」制度の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社が取得した当社株式であります。

5. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

繰延税金資産	
売上原価否認額	41,612
受注損失引当金否認額	32,684
貸倒引当金損金算入限度超過額	28,772
未払費用否認	26,588
賞与引当金否認額	29,037
前払費用償却否認額	75,173
減価償却費限度超過額	358,654
資産調整勘定償却限度超過額	80,365
投資有価証券等評価損否認	73,194
関係会社株式・出資金評価損否認	9,792,290
退職給付引当金否認額	39,620
繰越欠損金	2,754,712
その他	66,030
繰延税金資産小計	13,398,736
評価性引当額	△12,987,751
繰延税金資産合計	410,985
繰延税金負債との相殺額	△10,102
繰延税金資産の純額	400,882
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,769
資産除去債務	2,333
繰延税金負債合計	10,102
繰延税金資産との相殺額	△10,102
繰延税金負債の純額	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税の負担率との差異の主な内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額	△ 60.0%
税率変更に伴う期末繰延税金資産の減額修正	2.3%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 15.4%

6. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
法人主 要株主	株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	被所有 11.60%	当社製品の 販売	当社ソフトウ ェアの販売等	1,012,244	売掛金	970,443

(注) 当社ソフトウェアの販売につきましては、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	101,566円42銭
(2) 1株当たり当期純利益	4,154円52銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年3月11日

株式会社ACCESS
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 純 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 指 亮 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝 塚 真 聡	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ACCESSの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成25年3月11日

株式会社ACCESS
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野 純 司	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 指 亮 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貝 塚 真 聡	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ACCESSの平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年2月1日から平成25年1月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年3月11日

株式会社ACCESS 監査役会

常勤監査役 中江 隆 耀 ⑩

常勤監査役
(社外監査役) 山本 隆 臣 ⑩

社外監査役 古川 雅 一 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、経営体制の見直しに伴い取締役1名を減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	むろふし のぶや 室 伏 伸 哉 (昭和34年5月11日生)	昭和60年10月 青山監査法人入所 平成5年4月 公認会計士登録 平成7年7月 ビック・アップル公認会計士共同事業所開業 平成10年8月 株式会社エイブル入社 平成11年11月 当社入社 平成12年4月 当社取締役 平成14年3月 当社常務取締役 平成17年4月 当社アドバイザー 平成19年3月 当社CFO 平成19年4月 当社取締役常務執行役員 平成21年2月 当社取締役専務執行役員 兼 CFO 平成23年4月 当社取締役執行役員 兼 CFO 平成23年10月 当社代表取締役社長(現任) 兼 CEO(現任) 兼 CFO	675株
2	ならさき こういち 榎 崎 浩 一 (昭和33年1月4日生)	昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成14年12月 当社入社 平成17年5月 当社執行役員経営企画本部長 平成19年2月 当社執行役員 平成21年2月 当社常務執行役員 兼 CSO 平成21年4月 当社取締役常務執行役員 兼 CSO 平成23年10月 当社取締役副社長執行役員(現任) 兼 COO(現任) 兼 CSO	1株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	いしぐろ くにひろ 石黒 邦宏 (昭和42年6月5日生)	平成5年4月 株式会社SRA入社 平成7年1月 ネットワーク情報サービス株式会社入社 平成8年10月 株式会社デジタル・マジック・ラボ入社 平成11年10月 アイピー・インフュージョン・インク共同 設立、CTOに就任(現任) 平成20年4月 当社執行役員 兼 Co-CTO 平成21年2月 当社常務執行役員 兼 CTO(現任) 兼 CIO 平成21年4月 当社取締役常務執行役員 平成23年4月 当社執行役員 平成23年10月 当社専務執行役員(現任) 平成24年4月 当社取締役(現任)	-株
4	おおいし きよやす 大石 清恭 (昭和39年12月10日生)	昭和62年4月 ソニー株式会社入社 平成8年7月 GeoWorks社入社 平成11年12月 当社(アクセス・システムズ・アメリカ・ インク)入社 平成17年5月 当社マーケティング本部執行役員・本部長 平成18年10月 当社営業・マーケティンググループ マーケティング本部執行役員・本部長 平成22年2月 当社執行役員 平成23年2月 当社海外事業グループ事業部長 平成23年10月 当社専務執行役員(現任) 兼 CBDO(現任) 平成24年3月 海外事業グループ長 平成24年4月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) アイピー・インフュージョン・インクCEO アクセス・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハーCEO	-株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
5	みやうち よしひこ 宮内 義彦 (昭和10年9月13日生)	昭和35年8月 日綿實業株式会社(現双日株式会社)入社 昭和39年4月 オリエン特・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社 昭和45年3月 同社取締役 昭和55年12月 同社代表取締役社長・グループCEO 平成11年3月 富士ゼロックス株式会社取締役 平成12年4月 オリックス株式会社代表取締役会長・グループCEO 平成12年9月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)取締役 平成15年3月 昭和シェル石油株式会社取締役(現任) 平成15年6月 オリックス株式会社取締役 兼 代表執行役会長・グループCEO(現任) ソニー株式会社取締役 平成17年3月 株式会社大京取締役 平成17年6月 双日ホールディングス株式会社(現双日株式会社)取締役 平成18年4月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長・グループCEO 昭和シェル石油株式会社取締役	10株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式数
6	にいなみ たけし 新 浪 剛 史 (昭和34年1月30日生)	昭和56年4月 三菱商事株式会社入社 平成7年6月 株式会社ソデックスコーポレーション (現株式会社LEOC)代表取締役 平成11年7月 三菱商事株式会社生活産業流通企画部 外食事業チームリーダー 平成12年4月 同社ローソンプロジェクト統括室長 兼 外食 事業室長 平成13年4月 同社コンシューマー事業本部ローソン事業 ユニットマネージャー 兼 外食事業ユニット マネージャー 平成14年3月 株式会社ローソン顧問 平成14年5月 同社代表取締役社長執行役員 平成17年3月 同社代表取締役社長CEO(現任) 平成18年4月 当社取締役(現任) 平成22年6月 オリックス株式会社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ローソン代表取締役社長CEO オリックス株式会社取締役	-株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 宮内義彦氏及び新浪剛史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者は、いずれも経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 宮内義彦氏及び新浪剛史氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結のときをもって7年になります。

第2号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

当社は、平成19年4月24日に開催の当社第23回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下、「本方針」といいます。）を導入し、平成22年3月15日付取締役会決議で一部改定を行った本方針の更新について、同年4月27日に開催の当社第26回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、本方針の有効期間は平成25年1月31日に終了する事業年度に係る当社第29回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結のときをもって満了することとなります。

これを受けて、当社は、平成25年3月12日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)に規定されるものをいいます。）として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、本方針の枠組みを改定（以下「本改定」といい、改定後の本方針を「本プラン」といいます。）した上で、3年間継続することを決定し、同日付でその旨通時開示いたしました。

本プランの主な変更点は、大規模買付者による大規模買付行為に対して、当社が対抗措置を発動するに当たっては、原則として株主意思確認総会の開催又は書面投票（以下、併せて「株主意思確認手続」といいます。）により、株主の皆様のご意思を確認することとした点です。改定前のプランにおいても、対抗措置発動に係る判断の適切性を確保するため、当社の取締役会から独立した組織である独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動するにあたっては、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重することとしておりました。この点を維持した上で、本プランについて上記の変更を行ったのは、適切かつ十分な情報を株主の皆様にご提供した上で、対抗措置を発動するか否かの最終的な判断を原則として株主の皆様へ委ね、株主の皆様のご意見をより直接的に反映することにより、本プランの合理性をより高めることができ、ひいては当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するとの判断に至ったためです。

なお、本プランにおいて、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者を意味します。

注1：特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、又は(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、又は(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）について、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

本プランの改定更新及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えかねません。そこで、当社は、本プランを改定更新するに当たり、株主の皆様の判断を仰ぐことが適切と考え、本議案において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本プランの改定更新については、社外監査役2名を含む当社監査役3名のいずれもが、具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見を述べております。改定後の本プランの詳細については別紙をご参照ください。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制令を含みます。）があり、これらが施行された場合には、当社取締役会において、当該改正の趣旨を考慮の上、本プランにおいて引用する法令等の各条項及び用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(別紙)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念としており、設立以来、組み込みソフトウェアの分野を中心に様々なソフトウェアを提供してまいりました。また、インターネット時代の到来に先駆け、全ての機器をネットに繋ぐことをビジョンとして、先進的な技術でユビキタス社会の実現をリードしてきました。これらの先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、人々の生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすことが当社の使命であると考えております。

これまでの事業活動を通じて、当社は、主要な通信事業者、メーカー及びサービス事業者を含む国内外の数多くの顧客との良好な取引関係を築いてまいりました。また、昨今の通信ネットワーク及び端末技術の急速な発展に伴い、従来の組み込みソフトウェアの提供に加えて、スマートフォンやタブレット端末等の高機能端末上でクラウドに連携した様々な高付加価値サービスを実現するソリューションを提供する等、事業分野の拡大を加速させております。今後も、さらに幅広い顧客・事業分野に対し当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

これらの状況に鑑み、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないように、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることといたしました。大規模買付者が大規模買付ルートを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

II. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。その中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続け

ることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えの下、当社は、今後も中期的な視点に基づき、当社を取り巻く事業環境・新規技術動向を踏まえつつ、顧客・取引先へ新たな製品・サービスを提供することにより、継続的な取引関係の構築・深耕に努めてまいります。

また、取締役及び監査役制度を中心としたコーポレートガバナンスのより一層の充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。特に企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めた全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

上記Ⅰ. の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。本プランは、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくため、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的としています。また、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、

意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

2. 本プランの内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

なお、平成25年1月31日現在における当社株式の保有状況の概要は、資料1に記載のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から具体的に大規模な買付行為の提案を受けている事実はありません。

3. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付者が大規模買付行為を行うに当たって遵守すべき手続である、「大規模買付ルール」を予め提示し、大規模買付行為がかかるルールに従って行われることにより、株主の皆様に対して、大規模買付者による買付提案に応ずるべきか否かを判断するために適切かつ十分な情報並びに期間及び機会をご提供することを確保するとともに、買付提案の検証及び大規模買付者との交渉を行うことを通じて、当社の企業価値及び当社株主共同の利益を確保することが可能となると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その一般的な項目は資料2に記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、資料2に記載されている項目は例示であり、

これらに限定されるものではなく、また、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、独立委員会に対して大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼するとともに、大規模買付情報の提供が完了したと判断された際には、その旨を大規模買付者に通知し、速やかにその旨を開示いたします。なお、意向表明書の使用言語は日本語に限るものといたします。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。ただし、当社取締役会は、当社取締役会が必要と認める場合に最大30日間に限り、取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間の延長を行う場合には、当社取締役会は、延長される日数及び延長の理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様に公表いたします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ、また株主意思確認手続を経る場合には当該手続の終了後のみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、株主意思確認手続を経る場合に当該手続の完了前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、株主意思確認手続を経ることなく、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をと

り、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として資料3に記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、大規模買付行為に応じるかどうか又は対抗措置を発動するかどうかについては、大規模買付情報並びに当社が提示する大規模買付行為に対する意見及び代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととしております。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、上記4. (1)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為

- ③ 会社の資産を買取者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (ii) 強圧的の二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合
- (3) 対抗措置発動後の中止

当社取締役会は、本プランに従い対抗措置をとることを決定した後も、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、②対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、当社株主共同の利益を著しく損なわないと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止を決定することがあります。

(4) 独立委員会の設置及び役割

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとします。なお、独立委員会の概要は、資料4に記載のとおりです。また、本プラン改定更新時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、資料5に記載のとおりです。

独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先及び従業員等から必要な情報を収集したり、当社経営陣と大規模買付者との交渉の場を設けるなどした上、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。また、独立委員会は、必要と判断した場合には、株主の皆様に対し、大

規模買付者から提出された意向表明書、大規模買付者から提供された大規模買付情報、大規模買付行為に対する当社経営陣の意見その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示することができるものとします。

(5) 対抗措置の発動又は不発動等についての取締役会の決定

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動等に関する決議を行うものとします。

(6) 株主意思確認手続

当社取締役会による本プランに従った対抗措置の発動が決議される場合、原則として株主意思確認総会の開催、又は書面投票により、株主意思を直接確認することといたします。この場合、当社取締役会は、投票基準日を確定するまでに、株主意思確認手続を、以下の①株主意思確認総会、又は②書面投票のいずれによって行うのかを決定するものとし、実務上必要とされる日数を勘案した上で、可能な限り速やかに株主意思確認手続を実施します。

① 株主意思確認総会

株主意思確認総会における株主意思の確認は、議決権の書面行使やインターネット上での行使を含めて、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様の出席があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

株主意思確認総会の招集手続及び当該総会における議決権の行使方法は、法令及び当社定款に定める株主総会の手続に準ずるものとします。なお、当社の株主総会は株主意思確認総会を兼ねることができます。

② 書面投票

書面投票による株主意思の確認は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の皆様が投票があり、その議決権の過半数によって決するものとします。

書面投票による株主意思の確認を行う場合には、議決権を行使することのできる株主の皆様に対して、投票すべき議案（大規模買付者による買付提案及び当該買付提案に対する当社取締役会の見解並びに代替案を添付します。）、投票締切日、その他当社取締役会が定めた事項を記載した投票用紙を投票締切日の3週間前までに株主の皆様へ発送し、投票締切日までに当社に到達した投票用紙を有効票とみなします。

上記の株主意思確認総会又は書面投票において議決権を行使することのできる株主様は、当社取締役会が定めた投票基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主

様とします。また、株主意思確認手続の結果については、判明次第速やかに開示するものとします。

5. 当社株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録されている必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することとなった際に、法令及び東京証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の発行又は無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記4. (3)に従い、新株予約権の割当日又は無償割当ての効力発生日までに新株予約権の発行もしくは無償割当てを中止し、又は新株予約権の割当日もしくは無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

6. 大規模買付ルールの有効期限

本プランの有効期限は、平成28年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとします。

なお、当社取締役会は、上記有効期限の満了前であっても、本プランの廃止又は修正を行うことがあります。ただし、本定時株主総会において株主の皆様からいただく

ご承認の趣旨に反する本プランの修正は行わないこととし、また、本プランの廃止又は修正については、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、その助言・勧告を最大限尊重して行うこととします。また本プランについて廃止又は修正を行った場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行います。

IV. 本プランについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本プランが上記Ⅰ．に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

当社は、本プランにおいて以下の点を明記しており、本プランが上記Ⅰ．の基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にはのみ、また株主意思確認手続を経る場合には当該手続の終了後にはのみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。
- ② 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

(2) 本プランが当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、上記Ⅰ．に記載の基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本プランが、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、む

しるその利益に資するものと考えます。

(3) 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランにおいて、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本プランの根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

(4) 本プランは株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていること

本プランは以下の点において、当社株主の皆様の意思を最大限に尊重する仕組みとなっていると考えております。まず、本プランにおいて、当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した場合には、その是非について株主の皆様の意思を確認することといたします。また、本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に改定更新され、本プランの廃止又は修正について、株主の皆様からいただくご承認の趣旨に反する本プランの修正は行いません。さらに、本プランは当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(資料1)

当社株式の保有状況の概況 (平成25年1月31日現在)

1. 発行可能株式総数
915,000株
2. 発行済株式の総数
392,031株
3. 株主数
21,468名
4. 大株主 (上位10名)

順位	株主名	株数	議決権比率
1	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	45,468株	11.60%
2	NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	31,454株	8.02%
3	DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	25,856株	6.60%
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,195株	2.09%
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	7,793株	1.99%
6	資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)	6,840株	1.74%
7	荒川 亨	6,000株	1.53%
8	株式会社SBI証券	5,273株	1.35%
9	株式会社サンクロレラ	5,220株	1.33%
10	CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT	4,492株	1.15%

- (注) 1. 議決権比率につきましては、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 上記大株主の資産管理サービス信託銀行株式会社は、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」制度の信託財産を保有しております。
 3. 上記大株主の荒川 亨氏は、平成21年10月23日に逝去されましたが、平成25年1月31日現在、名義変更手続が未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(資料2)

大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報
 - (1) 名称、資本関係、財務内容
 - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営又は勤務の始期及び終期
 - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでにを行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名（これらのうち、大規模買付者が開示しており、かつ一般に入手できるものについては、当該開示情報の入手方法を示すことにより、本号に基づく情報提供とすることができる。）
 - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらの改正前の法律及びこれらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法及びその内容（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針（特定の顧客、取引先との取引関係を終了させる計画があれば、その内容を含む。）
7. その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断して要請する情報

(資料 3)

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記7.に記載の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(資料4)

独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会は、当社取締役会から委嘱を受けた社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには、当社の経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、取締役会の決議により選任するものとする。独立委員会の委員の任期は、平成28年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとする。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項

独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について取締役会から諮問を受けた場合、当該各事項を検討、審議の上決定し、その決定内容をその理由とともに当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値、株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自ら又は当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- (2) 大規模買付者が提供すべき情報の種類、範囲（追加提供の場合を含む）
- (3) 大規模買付者が提供した情報、大規模買付行為に対する当社経営陣の意見その他適切と判断する事項についての当社株主への開示の時期及び範囲
- (4) 大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無
- (5) 大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかの判断
- (6) 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- (7) 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- (8) 前各号に掲げるものの他、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けるべきであると判断した事項

4. その他

- (1) 独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問その他独立委員会が必要と認める者から説明を求めることができる。

(資料5)

独立委員会委員

独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

宮内 義彦 (当社社外取締役)

略 歴： 昭和35年8月 日綿實業株式会社(現双日株式会社)入社
昭和39年4月 オリエン特・リース株式会社(現オリックス株式会社)入社
昭和45年3月 同社取締役
昭和55年12月 同社代表取締役社長・グループCEO
平成11年3月 富士ゼロックス株式会社取締役
平成12年4月 オリックス株式会社代表取締役会長・グループCEO
平成12年9月 株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)
取締役
平成15年3月 昭和シェル石油株式会社取締役(現任)
平成15年6月 オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長・グループCEO
(現任)
ソニー株式会社取締役
平成17年3月 株式会社大京取締役
平成17年6月 双日ホールディングス株式会社(現双日株式会社)取締役
平成18年4月 当社取締役(現任)

新浪 剛史 (当社社外取締役)

略 歴： 昭和56年4月 三菱商事株式会社入社
平成7年6月 株式会社ソデックスコーポレーション(現株式会社LEOC)
代表取締役
平成11年7月 三菱商事株式会社生活産業流通企画部外食事業チーム
リーダー
平成12年4月 同社ローソンプロジェクト統括室長兼外食事業室長
平成13年4月 同社コンシューマー事業本部ローソン事業ユニット
マネジャー兼外食事業ユニットマネジャー
平成14年3月 株式会社ローソン顧問
平成14年5月 同社代表取締役社長執行役員
平成17年3月 同社代表取締役社長 CEO(現任)
平成18年4月 当社取締役(現任)
平成22年6月 オリックス株式会社取締役(現任)

山本 隆臣（当社社外監査役）

略 歴： 昭和41年4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社
昭和63年3月 同社事業開発本部グループ事業部次長
平成7年2月 同社事業開発本部移動通信事業部長
平成12年3月 株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）代表取締役専務
平成12年9月 同社代表取締役社長
平成14年4月 KDDI株式会社総務本部人事部担当部長
平成15年4月 当社常勤監査役（現任）
平成19年6月 株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ監査役（現任）

古川 雅一（当社社外監査役）

略 歴： 昭和48年4月 住友金属工業株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
昭和55年11月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和59年5月 公認会計士登録
昭和61年7月 古川公認会計士事務所開業
昭和63年6月 海南監査法人代表社員（現任）
平成12年4月 当社監査役（現任）
平成18年6月 株式会社シーボン監査役（現任）

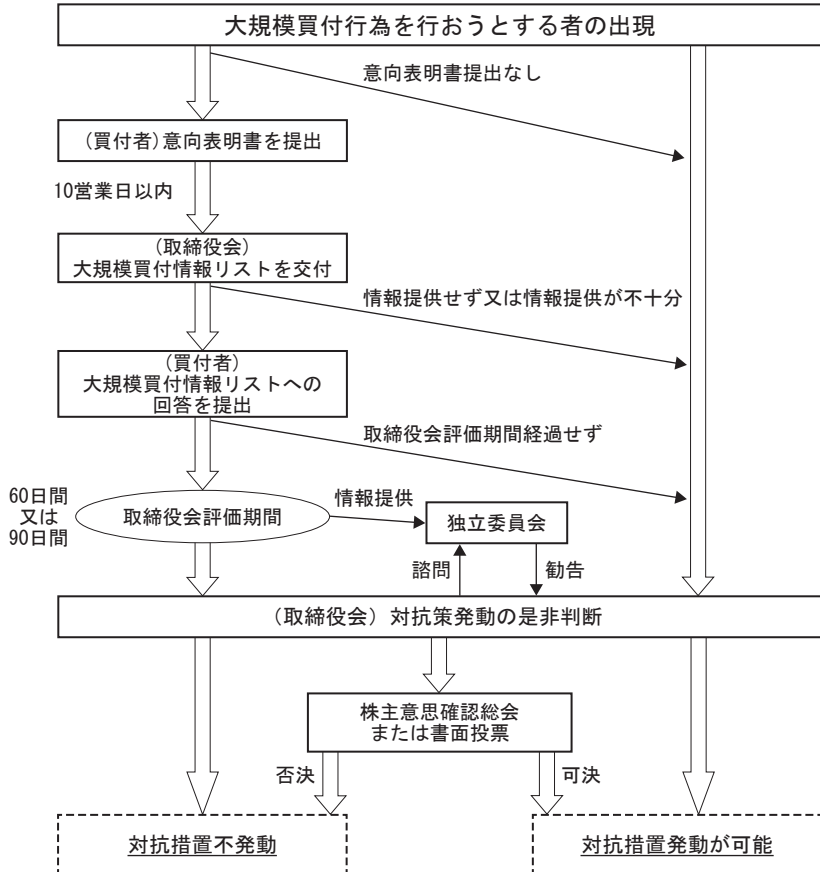
野村 修也

略 歴： 平成元年4月 西南学院大学法学部専任講師
平成4年4月 西南学院大学法学部助教授
平成10年4月 中央大学法学部教授
平成10年6月 金融監督庁検査部（現金融庁検査局）参事（非常勤）
平成14年12月 金融問題タスクフォース・メンバー（金融庁顧問）
平成15年6月 金融庁コンプライアンス対応室（現・法令等遵守調査室）長
平成16年3月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成16年4月 中央大学法科大学院教授（現任）
森・濱田松本法律事務所客員弁護士（現任）
平成18年1月 総務省コンプライアンス対応室（現・法令等遵守調査室）長
平成18年12月 総務省通信・放送問題タスクフォース・メンバー
平成20年10月 総務省ICTビジョン懇談会・メンバー
平成21年11月 日弁連・企業の社会的責任（CSR）と内部統制に関する
プラクティスグループメンバー
平成22年4月 法務省・法制審議会会社法制部会幹事
平成23年12月 東京電力福島原子力発電所事故調査委員
平成24年11月 日弁連・司法制度調査会特別委嘱委員（社外取締役ガイド
ライン検討に関する件）

(資料6)

【大規模買付者の出現から対抗措置発動に至るフロー】

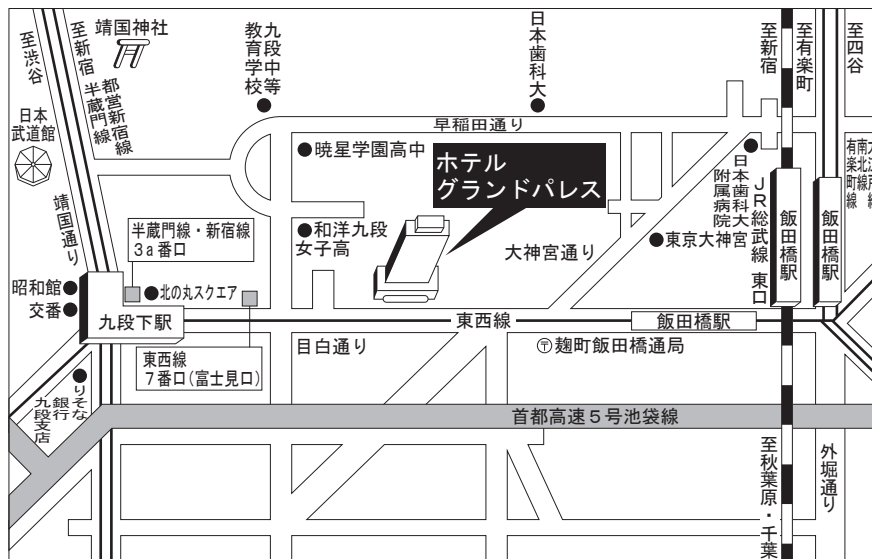
※本チャートは、あくまで本ルールに対する理解に資することを目的として参考として作成されております。ルールの詳細については、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」本文を参照願います。



以 上

株主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」
電話 (03) 3264-1111



交通のご案内

- 地下鉄「九段下駅」
東西線 7番口(富士見口)より徒歩1分
半蔵門線・都営新宿線 3a番口より徒歩3分
- JR・地下鉄「飯田橋駅」より徒歩7分
総武線・有楽町線・南北線・都営大江戸線